

●この申請書は申請される日付の1週間前までにダウンロードされた最新のものをお使い下さい

仏画工房 楽詩舎ネットShop 白描画の倉庫 掲載の 下絵（白描画）・カラー写真など限定
複製配布使用許可申請書（ 法人・団体・個人 ） ←○で囲んでください

〒615-8204 京都市西京区松室北河原町161 京都仏画館2F

仏画工房 楽詩舎 藤野正観 様

申請日： 年 月 日

次の何れかの「会」にご入会頂きます。下記複製使用条件の料金に関係します。
以下の二種よりお選び頂きます。（○印をつけて下さい。）

- ・一般会員として入会します。（会費無料）
- ・楽詩舎友の会に入会します。（終身会費5万円）

団体名/責任者氏名：

申請者ご氏名：

印

必ず押捺してご送付下さい。

ご住所：〒

お電話・E-mail：

ご使用目的（許可判断材料となります。なるべく詳細に）：

私は、以下の条件にて複製配布の許可を申請します。

仏画工房・楽詩舎制作の白描画など作品複製使用条件と罰則

- 1、「一般会員」もしくは「楽詩舎友の会」に、相互の信頼関係を結ぶ為に入会します。
- 2、仏画工房 楽詩舎で購入した作品や写真画像を、購入者個人使用以外で複製（コピー）し、それを有償・無償を問わず頒布する場合は、それぞれの単品価格の50%（一般会員価格）もしくは、30%（友の会会員価格）を、次項3に従い支払います。
- 3、複製（コピー）された作品名と正確な枚数を一ヶ月～三ヶ月末に正直に自己申告し、上記2、の条件で計算し、翌月10日までに指定の口座に複製使用料として振込みます。
- 4、一般会員、友の会会員になった時は、仏画工房楽詩舎のホームページに、その活動形態や内容などを紹介、掲載されることを承諾します。
- 5、上記3、の条件を守らなかった場合や、作品の内容を許可なく改ざん、頒布した場合は、仏画工房楽詩舎の要求に従い、法的に責任をとります。
- 6、上記3、において虚偽の申告をした場合は、複製の許可の取り下げや、仏画工房楽詩舎のホームページにて、その旨と活動名称や内容、申請者の氏名など個人情報公開を認めます。